

れいわ ねんど ほいくしょうとうにゅうしょうあんない
令和9年度 保育所等入所案内



目次

保育所（園）一覧表・・・・・・・・・・	1	9. 小規模保育所等に入園の方へ・・・・	15
1. 保育所とは？・・・・・・・・・・	3	10. 保育料・副食費について・・・・	16
2. 入所の基準・・・・・・・・・・	3	保育料徴収金額表・・・・・・・・	19
3. 保育の認定について・・・・・・・・	4	11. 育児休業取得（予定）の方へ・・・・	20
4. 入所申請の流れ・・・・・・・・・・	5	12. よくある質問とその回答・・・・	21
5. 入所申請に必要な書類・・・・・・・・	7	13. ファミリー・サポート・	
6. 申請書記入例・・・・・・・・・・	9	センター事業について・・	23
7. 申請後・入所後の手続き・・・・	11	14. 病児・病後児保育事業について・・	24
8. 入所選考について・・・・・・・・	12	15. 一時的な利用の場合・・・・・・・・	25
入所選考基準表・・・・・・・・	13		

〒838-0126 小郡市二森1167番地1（あすてらす内）

保育所・幼稚園課 ☎（0942）73-9148（直通）

※毎週水曜日（祝日の場合は翌日）はあすてらす休館ですが、市窓口・電話対応はしています。

えん とういちらんひょう
保育所（園）等一覧表 （令和9年4月）

保 育 所 名	しよ ざい ち 所 在 地	てい いん 定 員	でんわばんごう 電話番号	かい しよ じ かん 開 所 時 間 () は 保 育 短 時 間 認 定 の 設 定 時 間		
				げつよう きんよう 月 曜 ～ 金 曜	えんちよう 延 長	どよう 土 曜
① くに 三国保育所	みつさわ 三沢4130番地1	110 名	0942-75-5031	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00
② みはら 御原保育所	ふ た 二ツ1513 番地	80 名	0942-72-5100	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00
③ おおさき 大崎保育所	大崎828番地 1	30 名	0942-72-8337	7:20～18:20 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00
④ 小郡保育園	てらふくどう 寺福童957 番地 1	130 名	0942-72-3474	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
⑤ あじさか 味坂保育園	やさか 八坂201 番地	140 名	0942-72-1101	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～18:30	～18:00
⑥ まつざき 松崎保育園	松崎 677 番地 1	80 名	0942-72-6537	7:30～18:30 (9:00～17:00)	～19:00	～18:30
⑦ しるやま 城山保育園	ひかた 干潟1135 番地 1	90 名	0942-72-5306	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
小郡中央 保育園	⑧ ほんえん 本園	小郡 76 番地	90 名	0942-72-3883	7:30～18:30 (8:00～16:00)	～19:00 ～18:30
	⑨ ぶんえん 分園	おおいたい 大板井391 番地 51	50 名	0942-73-1515		
⑩ おおはら 大原保育園	大板井 620 番地 2	90 名	0942-72-8388	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
⑪ くに おか 三国が丘 保育園	三国が丘四丁目 124 番地 2	100 名	0942-75-8460	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～19:00	～18:00
⑫ みすず 保育園	つ こ 津古1003 番地	90 名	0942-23-0876	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
⑬ さくらにゅうじ 乳児 保育園	みすず おか 美鈴が丘五丁目 25 番地 11	36 名	0942-75-2023	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
⑭ のびっこ 保育園	小郡 753 番地 11	40 名	0942-73-3035	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～18:30	～18:00
⑮ 小郡どろん こ保育園	三国が丘六丁目 72 番地	100 名	0942-48-3085	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～20:00	～20:00
⑯ 三国ひまわり 保育園	三沢 4583—1	60 名	0942-75-2233	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～19:00	～18:00

しょうきぼほいくじぎょう
小規模保育事業

⑰ 小規模保育 あすみ園	あすみ一丁目40	12 名	0942-65-6067	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
⑱ 小郡こひつ じ園	祇園二丁目7—4	19 名	0942-48-5760	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
⑲ すばる ナーサリー	三国が丘五丁目37	19 名	0942-48-2088	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30

ようほれんけいがたにんてい 幼保連携型認定こども園		ていいん 定員	でんわばんごう 電話番号	げつよう きんよう 月曜～金曜	えんちよう 延長	どうよう 土曜
②⑩すばる こども園	おおほ ばんち 大保960番地	保育部分 110名	0942- 23-0375	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30

ようちえん
幼稚園型認定こども園

②⑪みい 三井幼稚園	ふきあげ 吹上993-1	保育部分 138名	0942- 72-6984	7:30～18:30 (7:30～15:30)	—	～15:30
---------------	-----------------	--------------	------------------	----------------------------	---	--------

※小郡中央保育園の分園、さくら乳児保育園、小規模保育事業所3園は0、1、2歳児が対象。

各園の連携施設及び卒園時の転園については15ページ「9. 小規模保育所等に入園の方へ」に記載。

※土曜の保育を、あすみ園はみすず保育園、すばるナーサリーはすばるこども園で実施。

※認定こども園の保育部分（2・3号認定）は、保育所同様に市が入所選考を行う。

教育部分（1号認定）については各園で選考なので、利用希望の園へ要問合せ。

※三井幼稚園の保育部分は1～5歳児が対象。



↑小郡市のホームページから、各園の
ホームページにアクセスできます

1. 保育所とは？

保護者が仕事・病気などを理由に家庭での保育ができない場合に、保護者の代わりに子ども（就学前の児童）の保育をする施設です。

2. 入所の基準

保護者や同居している親族等（高校生以下と64歳以上の方を除く）全員が次にあてはまる場合に、保育所に入所できます。

家庭で保育ができない理由		認定可能な期間
① 就労	日常の家事以外の仕事を、月64時間以上している	雇用期間
② 妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない	出産予定日（または出産日）を含む前後6ヶ月内の期間 ※ただし、入所日は出産予定日の2か月前の1日から
③ 疾病・障がい	病気、負傷、心身の障がいにより、家庭での保育が困難である	病気、負傷の場合は、診断書に記載されている治療までにかかる期間 障がいの場合は各種手帳の有効期間
④ 介護・看護	親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要性がなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害の復旧に当たっている	復旧作業の必要性がなくなるまで
⑥ 求職活動	求職活動を行っている	入所してから（在園児の場合は他の保育の必要性がなくなった日から）90日後が属する月末まで
⑦ 就学	就学中である（就学時間が月64時間以上）	在学期間
⑧ 育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	育児休業復帰まで
⑨ その他	上記に類する状態として市が認める場合	

3. 保育の認定について

I 保育の支給認定について

利用希望の方は、保育の支給認定を受ける必要があります。

認定区分	給付内容		年齢	利用先
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園等での教育を希望する場合	満3歳以上	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	保育認定	家庭での保育が困難で、保育所等での保育を希望する場合	満3歳以上	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定			満3歳未満	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育所 など

II 保育の必要量について

保育認定を受けた方は、保育の必要性に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに分けられ、利用時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間	保育の必要性
保育標準時間	1日あたり最長11時間＋延長保育	- 月の就労時間が120時間以上 - 妊娠、出産 など
保育短時間	1日あたり最長8時間＋延長保育	- 月の就労時間が64時間以上120時間未満 - 求職活動中 - 育児休業取得中（ただし、産後8週は育児休業取得中であっても標準時間） など

※保育時間は各施設で異なりますので、1～2ページの一覧表でご確認ください。

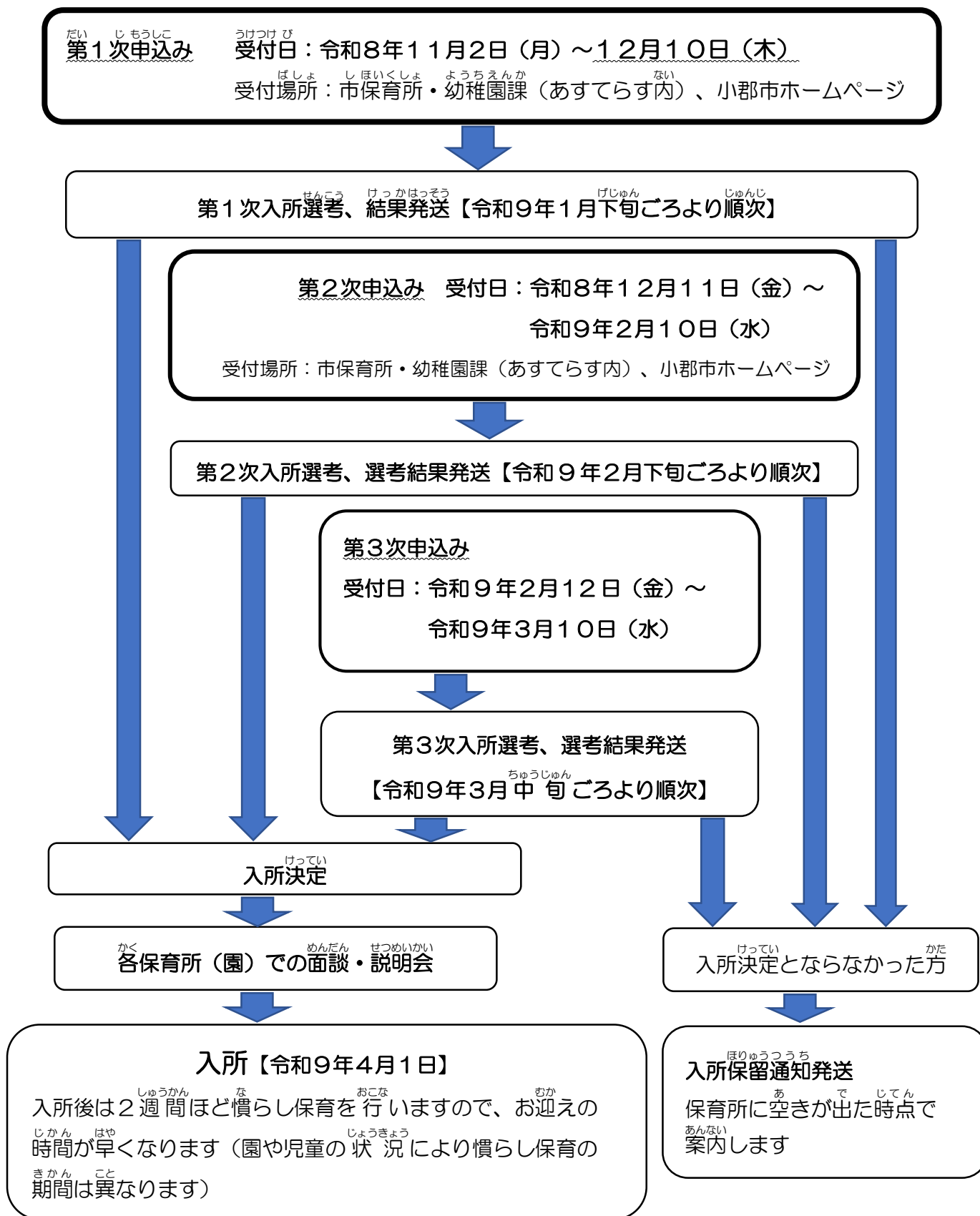
III 保育必要量の変更について

「II 保育の必要性について」以外にも、「保育標準・短時間希望に関する申立書」等により、変更する場合があります。様式は、市窓口または小郡市ホームページにあります。

変更を希望する場合は、変更したい月の前月25日までに書類を提出してください。（月途中での変更不可）

4. 入所申請の流れ

I 一斉入所（令和9年4月1日入所）の場合



※令和9年3月11日（木）以降の申込みは、年度途中入所（5月以降）になります。

※申請書は市保育所・幼稚園課窓口でお配りしているほか、小郡市ホームページでもダウンロードが可能です。

Ⅱ 年度途中入所の場合

毎月1日が入所日。原則、月途中での入所はできません。

入所案内および、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）の配布
配布場所：市保育所・幼稚園課（あすてらす内）、小郡市ホームページ

申請受付（随時受付）

申請締切：入所希望月の前月10日（土・日・祝日の場合はその前日）。

ただし育児休業復帰に伴う入所申請の場合、前々月10日までの提出でも受付。

（例）6月1日入所希望の場合、5月10日までに申請書を提出、5月に選考。

育児休業復帰の方で4月10日までに提出した場合は、4月と5月の2回選考。

市保育所・幼稚園課で入所選考【当月中旬】

入所決定【当月20日以降（目安）】

各保育所（園）での利用説明

入所【毎月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を行いますので、お迎えの時間が早くなります。

（園や子の状況により慣らし保育の期間は異なります）

決定とならなかった方

入所保留

翌月に再度選考を行い、保育所に空きが出た時点で配点の高い順に案内します。

なお、申請書の有効期限は年度末まで（令和10年3月31日まで）です。

令和10年4月1日入所を希望する際は、令和9年11月に再度申請をしてください。

5. 入所申請に必要な書類

I 提出が必要な書類

必要書類	説明
① 施設利用申請書兼児童台帳	入所希望児童1人につき1枚 ※9～10 ページに記入例あり
② 保育所入所申込調査票	入所希望児童1人につき1枚 必要に感じ、個別に面談させていただく場合があります。 また、ご相談したいことがあれば遠慮なくお申し出ください。
③ 個人番号台帳 (新規申込みの方のみ)	入所希望児童1人につき1枚 保護者等(申請児童本人含む)のマイナンバーを記入してください。また、提出時に本人確認が必要です。 郵送で提出する場合は、保護者全員分の書類のコピー(マイナンバーカードの場合は両面)を提出してください。
④ 重要事項確認書	各項目をご確認のうえ、チェックし署名したものを提出してください。
⑤ 保育の必要性を証明する書類	申請児童の保護者及び同居家族(高校生以下と64歳以上の方を除く)全員の提出が必要です。(※8ページ参照)

II 状況に応じて提出が必要な書類

必要な状況	必要書類	発行者
ひとり親世帯である	戸籍謄本、児童扶養手当 証書、離婚の受理証明書 のいずれか(コピー可)	本籍地のある市町村
離婚調定中または協議中である	離婚調定中または協議中であることがわかる書類	家庭裁判所、弁護士など
入所希望の子どもが、認可外保育所を利用している	在園証明書	現在通園中の施設長
きょうだい児が、企業主導型保育所や幼稚園等に通園している	在園証明書	現在通園中の施設長
申請書提出時点で市外に住んでいる (転入予定で申請の方)	転入に関する誓約書	申請者(保護者)が記入
入所希望の子どもが、食べ物等のアレルギーがある	アレルギーの指示書	医師
在宅障がい者(児)がいる (入所希望児童含む同居者全員が対象)	障害者手帳、特別児童扶養手当の証書のコピー等	居住地の都道府県知事
市外保育所の入所を希望する (市内保育所通園が困難などの場合に限る)	市外保育所入所申込み理由書	申請者(保護者)が記入

Ⅲ 「保育の必要性を証明する書類」について

家庭で保育ができない理由	必要書類	様式
会社等に勤務している人 （パート、内職含む） 育児休業から復帰する人（※１） 育児休業中で、継続利用を希望する人（※１）	就労証明書（勤め先が記載）	様式①
自営業の人 農業を営んでいる人	就労証明書（自身で記載） + 自営・農業をしていることが分かる書類（※２）	様式①
親族の自営業・農業に協力している人	就労証明書（経営者が記載） + 自営・農業をしていることが分かる書類（※２）	様式①
出産前後の人	申告書 + 母子健康手帳の写し（保護者氏名がわかるページ および出産予定日がわかるページ）	様式②
病気療養中の人	申告書 + 病気であることを証明する書類（医師の診断書 など）	
障がいのある人	申告書 + 身体障害者手帳または療育手帳の写し等	
求職中の人	誓約書（入所して3か月以内に就労証明書を提出すること）	様式③
介護・看護を行う人	申告書 + 介護・看護状況表 + 介護・看護が必要であることを証明する書類 （医師の診断書、障害者手帳の写しなど）	様式② + 様式④
就学中の人	在学証明書（在学証明書に就学時間の記載がない場合、1か月の就学時間が分かるものを合わせて提出）	様式⑤

※１ 育児休業取得中は、新規入所はできませんので、職場復帰に合わせて、入所申請を行う必要があります。詳しくは、20 ページ「11. 育児休業取得（予定）の方へ」をご確認ください。

※２ 開業届の写し（初年度のみ可）や確定申告書の写しなど、仕事をしていることが確認できる書類を添付してください。

令和9年度子ども・子育て支援施設型給付費等教育・保育給付認定申請書
(施設利用申請書兼児童台帳)

様式第1号(第4条、第9条関係)

記入例

小 郡 市 長 あて

申請(申込)日 **R8** 年 ○ 月 × 日

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定(以下、給付認定)を申請します。
 保育所など(保育部分)入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。
 (幼稚園(幼稚園部分)については、直接施設へ申請してください。)

なお、申請に当たっては、「③給付認定申請に当たったの同意事項」に同意します。

保護者氏名 **小郡 ××**

利用を希望する認定区分	☐ 1号(教育) (幼稚園名:)	2号(保育3歳以上児) ☒ 標準時間 ☐ 短時間	3号(保育3歳未満児) ☐ 標準時間 ☐ 短時間
ふりがな	おごおり ◇◇	R5 年 5 月 13 日生	現在の保育状況
児童氏名	小郡 ◇◇		
現住所	小郡市 小郡255-1 ※市外の方は「小郡市」を見え消しの上、現住所記入		電話番号
続柄	R8.1.1時点で住民票がある自治体名	R9.1.1時点で住民票がある自治体名	自宅
保護者(父)	☐ 小郡市 ☒ 他(〇〇市)	☒ 小郡市 ☐ 他()	父の携帯
保護者(母)	☒ 小郡市 ☐ 他()	☒ 小郡市 ☐ 他()	母の携帯

①世帯の状況(児童本人を含めすべての同一世帯員及び同居人を記入してください。)

世帯員の状況	ふりがな 氏 名		児童との続柄	生年月日	同居・別居	ふりがな 氏 名		児童との続柄	生年月日	同居・別居
	1	おごおり 小郎	〇〇	父	大正・昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日	同居・別居 (別)	5	おごおり 小郎	祖父	大正・昭和・平成・令和 △年 △月 △日
2	おごおり 小郎	××	母	大正・昭和・平成・令和 ×年 ×月 ×日	同居・別居 (別)	6	おごおり 小郎	祖母	大正・昭和・平成・令和 □年 □月 □日	同居・別居 (別)
3	おごおり 小郎	☆☆	兄	大正・昭和・平成・令和 ☆年 ☆月 ☆日	同居・別居 (別)	7			大正・昭和・平成・令和	同居・別居 (別)
4	おごおり 小郎	◇◇	本人	大正・昭和・平成・令和 ◇年 ◇月 ◇日	同居・別居 (別)	8	申請児童の保護者については、単身赴任などで別居している場合も記入してください。			
障がい者の同居		☐ 無 ☒ 有 ⇒ 氏名: 小郎 △△ 交付自治体: ☒ 小郡市 ☐ 他市町村() ☒ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ※該当する場合は ☐ 特別児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当受給証明書 ☐ 障害年金 写しを提出してください								
ひとり親世帯		☒ 非該当 ☐ 該当								
生活保護の状況		☒ 適用無し ☐ 適用あり(年 月 日保護開始)								

②保育の利用を必要とする理由等(1号認定の幼稚園(教育)を希望される方は、利用を希望する期間のみ記入)

利用を希望する期間	令和9年 4月 1日 から 令和10年 3月31日 まで		
利用を希望する時間	7 時 30分(登園) から 18 時 00分(迎え) まで		
保護者(父)	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ その他()		
就労等(就学)時間	8 時 30分 から 17 時 30分 まで	通勤等(通学)時間	(往復) 1 時間 00 分
保護者(母)	☒ 就労 ☐ 出産 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ その他()		
就労等(就学)時間	8 時 30分 から 17 時 00分 まで	通勤等(通学)時間	(往復) 0 時間 40 分
生計中心者の失業	☒ 無し ☐ 有り(離職日: 年 月 日)		
育児休業明け	☐ 無し ☒ 有り (令和9年 5 月 1 日復帰予定)		

③給付認定申請に当たっての同意事項

1. 小郡市が給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費徴収の有無について、特定教育・保育施設等に提示すること。
2. 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供すること。
3. 災害等の緊急時において、関係部署・警察・病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
4. 申請に必要な添付書類を定められた期日までに提出できない場合は、申請を取り消される場合があること。
5. 年度当初(4月)の利用に向けた認定事務が集中する時期については、審査結果(認定証交付)が令和9年3月以降になること。

裏面へ →

④入所の希望について

入所を希望する 保育所(園)等名	希望園	見学の有無(申請書提出時点)
	第1 ○○保育園	☒ 見学済(令和8年10月頃) ☐ 見学予定(月予定)
	第2 ××保育園	☒ 見学済(令和8年11月頃) ☐ 見学予定(月予定)
	第3 △△保育園	☐ 見学済(令和 年 月頃) ☒ 見学予定(1月予定)
	第4 □□保育園	☒ 見学済(令和8年11月頃) ☐ 見学予定(月予定)
その他の園への見学	※第1～4希望以外の園を見学された場合は、園名及び見学した時期を記入してください。 ◇◇保育所(R8.10)、☆☆保育園(R8.8)	
第4希望以降の 選考希望	☒ 有り ⇒ 第4希望以降(小郡市内全ての園)の選考を希望する場合、必ず第4希望まで記入してください。 ☐ 無し ください。第4希望まで記入されていない場合は、希望園のみでの選考になります。	
	「有り」にチェックした場合、入所したい理由として当てはまるもの全てに✓してください。 ☒ 育児休業からの職場復帰ができないため ☐ 入所できなかった場合、生活に支障をきたすため ☒ 下の子を預けて就労しないと、既に保育所等に入所しているきょうだい児の継続利用ができなくなるため ☐ その他()	
希望園以外の選考を 希望しない理由	※「第4希望以降の選考希望」で「無し」にチェックした場合、下記のうち最も当てはまるものに✓してください。 ☐ 車等の移動手段がなく、送迎ができない ☐ 開所時間内の送迎が困難 ☐ その他()	

※市記入欄

徴収金階層認定調査							利用者負担額変更及びその理由			
課 税 状 況 調	児童と の続 柄	氏名	令和8年度分市町村民税		令和9年度分市町村民税		均等割	所得割		
			均等割	所得割	均等割	所得割				
計										
階 層 区 分 の 認 定										
利 用 者 負 担 額			円		円		円			

認定の可否		認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)			☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標準 ☐ 短)
年 月 日認定		年 月 日送付	
支給(入所)の可否			支給(利用)期間
可・否 (否とする理由)			自 年 月 日
☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型			至 年 月 日
入所施設(事業者)名			
☐ 認定こども園[☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 地(☐ 幼 ☐ 保)] ☐ 幼稚園 ☐ 保育所(園) ☐ 地域型(☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事)			
備 考			

※施設記載欄(施設(事業者)を經由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業者番号:)
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

7. 申請後・入所後の手続き

I 保育所を申請中・利用中に状況が変わった場合

勤務状況や家庭の状況が変わった場合、書類の提出が必要な場合があります。つぎの場合、速やかにお申し出ください。

- ・世帯状況が変わったとき（結婚、離婚、離婚調停中または協議中、その他世帯員の変更など）
- ・就労、就学状況が変わったとき（転職、退職、就労場所や時間の変更、産前産後休暇など）
- ・同居の家族が障がい者手帳または療育手帳等を取得したとき、または資格を喪失したとき
- ・住所が変更となったとき
- ・入所希望期間を変更するとき（年度途中での退所希望など）
- ・家庭内保育が可能になったとき

など

II 入所後の要件確認

（1）育児休業復帰に伴う保育所入所の場合

提出書類：就労証明書（復職年月日が記載されたもの）

入所日より1か月後までに育児休業から復帰する必要があるため、速やかに就労証明書を提出してください。

（例）令和9年5月1日入所の場合、令和9年6月1日までに育児休業復帰し、就労証明書を提出

（2）求職活動中に入所した場合

提出書類：就労証明書（新規就職先のもの）

入所してから3か月以内に就労証明書を提出してください。提出締切日までに提出できない場合、原則退所となります。

（例）令和9年5月1日に入所した場合、令和9年7月31日までに就労証明書を提出

III 次年度（令和10年度）以降の入所申請について

保育所を利用（または申請）している方も、毎年度申請が必要です。

（1）現在利用している保育所を継続利用したい場合

必要書類（7～8ページ参照）を揃え、各施設が定める期限までに提出してください。

なお、書類の不足や未提出、入所要件に該当しない場合などは退園となる場合があります。

（2）別の認可保育所へ転園希望の場合

必要書類を揃え、市窓口へ提出してください。受付期間は新規申請の方と同じです。また、申請書提出の際に転園希望であることを伝えてください。

（3）現在保育所を利用中で、継続しない場合

幼稚園への入園や市外転出などにより年度末で退所される方は、退所届の提出が必要です。

現在通園している保育所または市窓口へ提出してください。

（4）現在入所申請中（入所保留中）で、次年度以降も継続して入所希望する場合

必要書類を揃え、市窓口へ提出してください。受付期間は新規申請と同様です。

8. 入所選考について

I 入所選考の方法等

保育所の受入数を超える入所申請があった場合、13～14 ページ「令和9年度小郡市保育所入所基準表」に基づき、最終合計点の高い順から入所選考します。第1希望の施設が定員超過等の場合には、第2～第4希望の施設にて順次選考します。

優先順位が高い例	優先順位が低い例
- 保護者がフルタイム勤務 - ひとり親世帯 - きょうだいが保育所を利用中	- 保護者の勤務時間が短い - 保護者又は同居家族が求職中

※希望施設に入所できなかった場合は申請書を引き続き保管し、保育所に空きができた場合に優先順位の高い児童から入所のご案内をいたします。なお、申請書の有効期限は年度末（令和10年3月31日）までです。

※期日までに入所に必要な書類が提出されない場合や、書類不備または不正がある場合は、申請が無効になります。

II 入所申請の取り下げ、入所決定後の辞退について

入所申請後に申請を取り下げる場合や、入所決定後に辞退する場合は、速やかにお申し出ください。また、申請取り下げ後に再び入所希望する場合は、再度申請書の提出が必要になります。

令和9年度小郡市保育所入所基準表					令和 年 月 日			
			児童名				歳	
							歳	
認定項目			基準項目			基準点		
						父	母	
居宅外労働	本人	月160時間以上勤務			20	20		
		月150時間以上勤務			19	19		
		月140時間以上勤務			18	18		
		月130時間以上勤務			17	17		
		月120時間以上勤務			16	16		
		月100時間以上勤務			15	15		
		月80時間以上勤務			14	14		
		月64時間以上勤務			13	13		
内職	本人	月160時間以上勤務			14	14		
		月120時間以上勤務			12	12		
		月80時間以上勤務			10	10		
		月64時間以上勤務			8	8		
病気療養	入院中	1か月以上の入院(2ヶ月に1度証明する場合)			20	20		
		1か月未満の入院			12	12		
	通院中	週3回以上の通院(2ヶ月に1度証明する場合)			12	12		
		週3回未満の通院(2ヶ月に1度証明する場合)			8	8		
	その他	保育が困難とわかる医師の診断書あり(状態、療養の期間が記載してある場合)			16	16		
心身障害		身体障害1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			20	20		
		身体障害3級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合			16	16		
		身体障害4級、精神障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合			13	13		
妊娠・出産(出産月を含む前後6か月) ※出産予定月の2か月前から申請可能		産前産後2ヶ月(出産月を含まない)			14	14		
		上記以外の期間			10	10		
育児休業			育児休業復帰※1に伴い、保育所入所を希望する場合			居宅外労働適用		
看護・介護	看護・介護	月160時間以上看護または介護			16	16		
		月120時間以上看護または介護			14	14		
		月80時間以上看護または介護			10	10		
		月64時間以上看護または介護			6	6		
求職活動中			求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること			5	5	
就学中	職業訓練学校・専門学校・大学等へ在学中(月64時間以上)			14	14			
	職業訓練学校・専門学校・大学等へ通学が内定している(月64時間以上見込)			10	10			

基準点					
●調整項目					
生活保護世帯				3	
育児休業明け				3	
ひとり親家庭等	ひとり親家庭又は離婚調停(協議)中 (要戸籍謄本。提出できない場合、離婚届の受理証明書、離婚協議書、調停関係書類等、離婚の意思が分かる書類)			14	
	両親なし	両親の死亡、行方不明等		10	
単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任。(子以外の同居者がいない場合)			5	
同居者	求職中			-2	
	保育を必要とする書類未提出又は不備			※2	
転園 ※3	2人以上のきょうだい児(多胎児含む)が異なる保育所又は保育所部分を利用中の場合で、一方が他方の園に転園する場合			19	
	他の園に転園する場合(上記の場合を除く)			8	
兄弟姉妹入所	2人以上のきょうだい児(多胎児含む)が同時に申請を出す場合			6	
申込児童	届出保育施設に当該児童を預けている場合(要在園証明書)			2	
その他	生計中心者の失業(過去6ヶ月以内に失業(倒産、リストラ)があった場合)			6	
	市外在住で、市内保育所等で勤務する、又は勤務予定の保育士の子ども(広域入所申請者)			2	
	保育所部分のきょうだい児(※4)がいる			40	
	認定こども園の教育部分を利用しているきょうだい児 ^{※4} がいて、 同認定こども園の保育所部分に申請を出す場合		きょうだい児が新2号認定を受けている	2	
			きょうだい児が新2号認定を受けていない	1	
	認定こども園1号部分から同こども園2号部分へ(教育部分から保育所部分へ)			3	
	小規模保育所等の卒園児(※5)が連携施設または他の保育所等に通う場合			60	
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間以上)			50	
	保護者のいずれかが保育士等(※6)として市内保育所等(※7)に勤務している、または勤務予定である場合(就労月120時間未満)			20	
児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合			適宜		
最終合計		父母の基準点のうち低い方の点数+調整項目=最終基準点			
※1 育児休業復帰者について、入所希望月の2か月前の10日までに申し込みをした者については可能な範囲で枠取りを行う。					
※2 同居者の保育を必要とする書類の未提出および不備については、最終基準点を0.5点とする。					
※3 転園希望の場合は、転園の加点のみを適用し、別の調整項目は適用しないものとする。					
当該項目の対象児は、選考時点で既に小郡市より保育(2号・3号)認定を受け、かつ認可施設を利用している児童に限る。					
※4 選考時点で既に在園しているきょうだい児がいる場合に限り適用する。また、保護者等の入所要件が求職中の場合は適用しない。					
※5 小規模保育所の卒園児には、小郡中央保育園分園2歳児クラス及びさくら乳児保育園の卒園児を含むものとする。					
※6 保育士、保育教諭、子育て支援員、看護師、調理員、その他市が認めるもの					
※7 保育所、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、認定こども園					
○最終基準点が同点の場合の優先順位					
優先 順位	項目			優先 順位	項目
1	保育施設の希望順位が高い			6	基準点数が高い世帯
2	小規模保育所等の卒園児			7	多子世帯(18歳未満の兄弟姉妹が多い順)
3	ひとり親世帯			8	基準点が低い保護者の就労・通勤合計時間(月間)が
4	障がい手帳等を有する在宅障がい者(児)がいる世帯				長い世帯
5	希望保育所と同じ小学校区の世帯			9	合計所得金額の低い世帯

9. 小規模保育所等に入園の方へ

I 連携施設について

対象児童が0歳児から2歳児である小規模保育所等の施設には、

- ① 保育内容の支援
- ② 卒園後の受け皿

といった役割を担う連携施設が設定されています。各園の連携施設は以下のとおりです。

園名	連携施設及び同一法人の園
小郡中央保育園（分園）	小郡中央保育園（本園）、大原保育園
さくら乳児保育園	三国が丘保育園、三国ひまわり保育園
小規模保育あすみ園	みすず保育園
すばるナーサリー	すばるこども園、城山保育園、のびっこ保育園、小郡どろんこ保育園
小郡こひつじ園	松崎保育園、味坂保育園

II 卒園時の転園について

小規模保育所等を利用している方は、卒園時に転園する必要があります。

卒園する園	転園希望園 (第1希望)	選考について	必要なお手続き
小規模保育 あすみ園	みすず保育園	選考なし(継続申請)	申請書類(※)を、あすみ園へご提出ください。 4月1日入所の1次選考締切日までに申請書類(※)を市窓口(あすてらす内)へ提出してください。
	みすず保育園以外	選考あり(新規入所申請)	
	小郡中央保育園(分園)	小郡市内の認可保育所等	
	さくら乳児保育園		
	すばるナーサリー		
小郡こひつじ園			

※所属園から配布します。

小規模保育所等を卒園する際の注意点

- ・ 以前見学した施設や連携施設への転園希望であっても、転園時に見学が必要な場合があります。
- ・ 連携施設への転園でも、転園後2週間程度（お子さんの体調等により延長の可能性あり）の慣らし保育が必要です。
- ・ 幼稚園へ入園希望の方は、直接希望園へお問い合わせください。

10. 保育料・副食費について

I 保育料について

保育料は、3歳未満児が対象で、保育所の運営に必要な経費の一部に充てられます。3歳以上児（令和9年4月1日時点の年齢）や第3子以降の児童は保育料がかかりません。

保育料は、入所児童の保護者の課税額の合計またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計で決定されます。詳細は19ページ「令和9年度小郡市保育料徴収金額表」をご確認ください。

■令和9年4月～令和9年8月の利用者負担額

→令和8年度市民税額（令和7年1月～12月の収入から算定）により計算します。

■令和9年9月～令和10年3月の利用者負担額

→令和9年度市民税額（令和8年1月～12月の収入から算定）により計算します。

0 保育料の多子軽減について（算定対象のうち第何子かで保育料が変わります）

区分	算定対象	3歳未満児の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
所得割額 57,700 円未満	特定被監護者等（※1）すべて	ぜんがく 全額	はんがく 半額	むりょう 無料
ようほごしゃとうせたい 要保護者等世帯（※2）で、 所得割額 77,101 円未満			無料	
上記以外の場合	特定被監護者等のうち、保育施設等（※3）に入所している児童 ただし、 <u>特定被監護者等すべてで数えた場合に第3子以降になる児童は、右の表に関わらず無料</u>		半額	

※1 特定被監護者等…①保護者に監護される者（未成年）

②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）のうち、生計を一にする者

③保護者またはその配偶者の直系卑属のうち、生計を一にする者

※2 要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは在宅障がい者がいる世帯

※3 保育施設等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所（企業主導型でない認可外保育施設は含まれない）

Ⅱ 副食費について

副食費とは保育所で提供されるおかず、おやつ、飲み物等に係る費用です。3歳未満児の副食費は保育料に含まれているため、3歳以上児のみお支払いが必要です。各園の定める額を、各園に直接お支払いいただきます。

○副食費の免除対象について

ご家庭の状況に応じ、次のとおり副食費が免除になる場合があります。

区分	算定対象	3歳以上児の副食費	
		第1子・第2子	第3子以降
所得割額 57,700 円未満	—	めんじょ 免除	
要保護者等世帯（※1）で、 所得割額 77,101 円未満			
上記以外の場合	特定被監護者等のうち、保育施設等（※2）に入所している児童	ちょうしゅう 徴収	免除

※1 要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは在宅障がい者がいる世帯

※2 保育施設等…認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所（企業主導型でない認可外保育施設は含まれない）

Ⅲ 保育料・副食費の支払方法について

利用する施設		納入方法	
		保育料（3歳未満児クラス）	副食費（3歳以上児クラス）
認可保育所	公立	口座振替または納付書 （原則、口座振替でのお支払い）	口座振替または園へ直接現金でお支払い（原則、口座振替でのお支払い）
	私立		施設の定める方法で、施設にお支払い
認定こども園			
地域型保育事業所（小規模保育所）			

IV 保育料の^{たいのう}滞納について

(1) 保育料の^{たいのう}滞納があった場合

再三^{さいさん}の呼びかけにもかかわらず保育料の支払いや納付についての相談等がない場合、**勤務先・金融機関等^{きんむさき きんゆう}に対して財産調査や差押^{さしおさ}を執行する場合があります。**

(2) 分納^{ぶんのう}または児童手当^{じどうてあて}からの差引^{さしひき}について

家計^{かけい}の状況^{じょうきょう}等により毎月^{まいつき}の支払いが難しい場合の手続きは、次のとおりです。

- 分納でのお支払い…支払い回数を増やす代わりに1回あたりの支払額を下げる、ボーナス等の際^{さい}に一括^{いっかつ}でお支払いする等が可能です。完済^{かんさい}までの計画^{けいかく}等について市と協議^{ぎょうぎ}を行い、分納誓約書^{おこな せいやくしょ}を提出してください。
- 児童手当からの差引…児童手当支給^{しきゅう}の際に支給額の一部または全部^{いちぶ ぜんぶ}を天引きします。天引きする金額や期間等について市と協議を行い、申出書^{もうしでしょ}を提出してください。

分納誓約書または申出書をご提出いただいた場合、提出以降の保育料にかかる督促手数料及び延滞金^{てんちきん}が免除される場合があります。毎月のお支払いが難しい場合は速やかにご相談ください。

(3) 保育料の督促手数料^{とくそくてすりゅう}と延滞金^{えんたいきん}について

定められた納期限^{のうきげん}までに納付のない保育料については、督促手数料として100円を追加徴収^{ついかちようしゅう}するとともに、納期限の翌日^{よくじつ}から納付した日^ひまでの日数^{にっすう}に応じた延滞金^{えんちきん}を徴収します。延滞金は保育料を納付時^{かくてい}に確定します。保育料納付後に延滞金の納付書を発送^{はっそう}しますので、納付書により納付してください。

V 世帯^{せたい}状況^{じょうきょう}・課税^{かぜい}状況等の変更があった場合

結婚^{けっこん}や離婚^{りこん}、離婚調停^{ちやうてい}または離婚協議^{きようぎ}などにより、世帯の所得^{しやとく}や市町村民税額に変更があった場合は、保育料および副食費が変更になる場合がありますので、速やかに保育所・幼稚園課まで連絡してください。なお、保育料及び副食費の変更は、原則、申請のあった翌月^{よくげつ}からになります。ただし、追加徴収^{さかのぼ}が発生する場合は遡^{せいきゅう}って請求します。

※改訂により変更する場合があります。

令和 9 年度小郡市保育料 徴収金額表

各月初日に在籍する満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） (単位：円)	
階層区分	定義		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0
B 2	A階層及びC 4 階層からD 7 階層までを除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C 2		均等割額のみ課税世帯	12, 000	11, 700
C 4	A階層からC 2 階層までを除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48, 600 円未満	16, 000	15, 700
D 1		48, 600 円以上 61, 600 円未満	19, 000	18, 700
D 2		61, 600 円以上 72, 400 円未満	23, 000	22, 600
D 3		72, 400 円以上 97, 000 円未満	28, 000	27, 500
D 4		97, 000 円以上 169, 000 円未満	37, 000	36, 300
D 5		169, 000 円以上 301, 000 円未満	52, 000	51, 100
D 6		301, 000 円以上 397, 000 円未満	65, 000	63, 800
D 7		397, 000 円以上	65, 000	63, 800

令和 9 年度小郡市保育料（要保護者等世帯） 徴収金額表

各月初日に在籍する満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） (単位：円)	
階層区分	定義		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
B 1	市町村民税非課税世帯		0	0
C 1	市町村民税の均等割額のみ課税世帯		5, 000	4, 900
C 3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48, 600 円未満	7, 500	7, 350
D 1 - 1		48, 600 円以上 61, 600 円未満	9, 000	9, 000
D 2 - 1		61, 600 円以上 72, 400 円未満	9, 000	9, 000
D 3 - 1		72, 400 円以上 77, 101 円未満	9, 000	9, 000

【注】上記の金額に、多子軽減等が入ります。詳しくは市保育所・幼稚園課窓口までお問い合わせください。

1 1. 育児休業取得（予定）の方へ

I 育児休業から復帰して入所を希望する場合

育児休業取得中は、お子さんを新たに入所させることはできません。

育児休業から職場復帰するために入所を希望する場合は、次の条件を満たす必要があります。

①入所後1か月以内に職場へ復帰すること

②入所後2週間程度（お子さんの体調等により延長の可能性あり）の慣らし保育に対応できること

そのため、入所希望日は、勤務先及び入所希望園と相談のうえで、上記2点を満たすよう決定してください。また、復帰後は速やかに就労証明書を提出してください。

（例）育休復帰予定日が7月の場合

育休復帰予定日	入所希望日	申請締切	備考
7月1日	6月1日	4月10日	6月1日に入所し、7月1日に職場復帰する。
7月2日～ 7月14日	6月1日	4月10日	入所後1か月以内に職場復帰する必要があるため、勤務先と相談し、 <u>職場復帰日を7月1日に変更</u> する。
	7月1日	5月10日	7月1日に入所し、予定通り職場復帰する。職場との調整や有休などで慣らし保育に対応する。
7月15日～ 7月31日	7月1日	5月10日	7月1日に入所し、2週間程度の慣らし保育終了後に予定通り職場復帰する。

II 育児休業取得中の入所継続について（在園児の方）

在園児の場合は継続利用できます。次のタイミングで書類の提出が必要ですので、所属園か保育所・幼稚園課へ遅滞なく提出してください。

（1）産前産後休暇取得時

「申告書」と「母子手帳の写し」を提出してください。保育必要量は保育標準時間、保育所の利用期間が6か月後までとなります。

（2）育児休業取得時

「就労証明書」を提出してください。保育必要量は保育短時間、保育所の利用期間が年度末まで（就労証明書上の雇用期間が年度末より前に切れる場合はその月まで）となります。

（3）育児休業復帰時

「就労証明書」を提出してください。保育必要量は勤務時間等に応じて保育標準時間または保育短時間になります。

※就労証明書は育児休業復帰後発行したものを提出してください。また、保育標準時間への変更を希望される場合は、前月25日までに申立書を提出してください。

12. よくある質問とその回答

I 入所の申請について

Q1 小郡市に転入予定ですが、小郡市に住民票がない場合でも申請できますか？	A1 申請可能です。ただし、入所月の前月末までに小郡市へ転入する（住民票を移す）ことが条件です。
Q2 転入予定で遠方のため、郵送での申請は可能ですか？	A2 郵送申請は可能です。ただし、 <u>申請締切日必着</u> ですので、ご注意ください。 なお、個人番号台帳の添付書類として、 <u>保護者全員分のマイナンバーが分かるもの＋本人確認書類の写し（マイナンバーカードの場合は両面の写し）</u> が必要です。個人情報文書ですので、簡易書留での郵送をお勧めします。
Q3 申請書提出までに園の見学ができていない場合でも、入所希望可能ですか？	A3 申請可能ですが、入所決定前には見学が必須です。 選考時点で見学していない場合、次点の方に案内することがあります。 <u>可能な限り見学後に申請</u> してください。
Q4 11月現在育児休業中で、翌年8月1日復帰予定です。一斉申込み（4月1日入所）で申請できますか？	A4 一斉申込みでの申請はできません。育児休業中の新規入所の場合、 <u>入所後1カ月以内に育児復帰する必要があります</u> 。
Q5 市外の認可保育所に入所できますか？	A5 他市町村の認可保育所利用は、「 <u>広域入所</u> 」での申請が必要です。広域入所申請の可否、申請書の提出期限などについては入所希望園がある市町村との協議のうえで決定します。利用を希望する方は <u>事前にご相談</u> ください。
Q6 年度途中の入所申請はできますか？	A6 申請可能です。申請時期などの詳細は6ページを参照してください。
Q7 育児休業を延長する場合、保育所に入所できなかった証明を会社（勤め先）に提出する必要があると聞きました。どのような手続きが必要ですか？	A7 お子さんが1歳になる誕生日より前の入所希望日で、保育所入所の申請をしてください。 （例）令和8年7月21日生まれ→令和9年7月1日入所（申請締切：5月10日または6月10日） 選考の結果、入所が出来ない場合は、「保育所入所保留通知書」を送付します。その通知書をもって、お勤め先並びにハローワークで育児休業延長の手続きをしてください。

II 保育所入所後の手続きについて

Q8 求職活動中で保育所を利用しています。定められた期間内に仕事が決まらなかったらどうなりますか？	A8 <u>原則退所</u> となります。 求職中で入所した場合は入所した日から3か月以内、保育所利用中に退職した場合は退職日から数えて90日後が属する月の前月25日までに就労証明書（就労証明書の作成が間に合わない場合は申立書）をご提出ください。なお、求職による保育所利用は <u>年度内で通算3か月</u> までです。
---	---

Q9 求職活動中で保育所を利用しています。就労が決まったため保育標準時間に変更したいのですが、どうすればいいですか？	A9 保育標準時間を希望する月の前月25日までに就労証明書（間に合わない場合は申立書）を提出してください。提出の翌月から保育標準時間に変更します。 なお、月途中での変更はできません。
Q10 保育要件が変更になりました。どのような手続きが必要ですか？ （例1）産休に入った（例2）転職した （例3）仕事を辞め、求職活動を始めた	A10 変更後の「保育の必要性を証明する書類」を速やかに提出してください。なお、産休・育休に入る時の手続き詳細は20ページにあります。
Q11 引っ越しや結婚、離婚などによって家庭の状況が変わった場合、どのような手続きが必要ですか？	A11 家庭の状況が変わった場合、保育料・副食費が変更になる場合があります。速やかに保育所・幼稚園課へ連絡してください。また、必要に応じて戸籍謄本などの書類提出が必要です。
Q12 転園したい場合はどうすればいいですか？	A12 年度途中での転園はできません。転園希望の方は、4月1日入所の一斉申込み受付期間に市保育所・幼稚園課へご相談ください。（令和9年4月1日転園希望の場合は令和8年11月2日～12月10日） ただし、転園の確約はできません。転園できなかった場合は、現在利用中の保育所を継続利用可能です。

Ⅲ 保育料（副食費）について

Q13 保育料（副食費無償化）算定に用いられる市民税は、いつの収入を基に決定されますか。	A13 以下の期間の収入をもとに決定します。 ・令和9年4月～令和9年8月の算定 ⇒令和7年1月～令和7年12月の収入 ・令和9年9月～令和10年3月の算定 ⇒令和8年1月～令和8年12月の収入
Q14 保育料の口座振替日はいつですか。	A14 認可保育所の場合、毎月末日（土・日・祝日・年末年始の場合は翌営業日）です。認定こども園、小規模保育所は園が保育料を徴収しますので、ご利用中の園にお尋ねください。
Q15 残高不足で保育料の口座振替ができませんでした。納付までの流れを教えてください。	A15 口座振替ができなかった方には、ご自宅に納付書をお送りします。お近くの金融機関または市窓口（あすてらす内）で速やかにお支払いください。

13. ファミリー・サポート・センター事業について

I ファミリー・サポート・センターとは？

子育て中の家庭が、仕事と育児を両立し、安心して生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う組織です。

II 援助活動の内容

- ・仕事や買い物などで外出する際のお子さんの預かり
 - ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり
 - ・冠婚葬祭や学校行事の際のお子さんのお預かり など
- ※宿泊を伴う援助、病児・病後児の援助、家事の支援は対象外



III ご利用にあたって

はじめに、会員登録が必要です。次の要件をみたす場合であれば、どなたでも会員登録ができます。また、両方の会員になることもできます。

<依頼会員>

- ・市内在住または、市内事業所等に勤務する人
- ・生後6か月以上の乳幼児～小学生のお子さんがいる世帯
- ・センターが実施する講習会または、事業説明を受講した人（1時間程度）

<協力会員>

- ・市内在住でかつ、20歳以上の人
- ・健康で積極的に活躍できる人
- ・センターが実施する講習会を受講した人（5日間程度）

IV 利用料金

利用料金は下表のとおりです。その他交通費などの実費や食事代がかかる場合があります。
※1時間以内の利用は1時間の料金です。その後、10分毎に加算されます。

曜日	時間	1時間当たり	10分当たり
月～土曜日 (祝日を除く)	午前7時～午後7時	600円	100円
	午後7時～午後9時	900円	150円
日曜日・祝日(12/29～1/3含む)		900円	150円

利用料金は、依頼会員が協力会員へ直接お支払いください。

V 申込み先

ファミリー・サポート・センターおごおり（シルバー人材センター2階）
小郡市福童688番地1 ☎0942-27-5411

※年間の講習会スケジュールの関係上、協力会員の登録は、すぐにできない場合があります。

※ファミリー・サポート・センターを利用する市内在住の依頼会員のうち、下記対象者はこども家庭支援課で事前登録後、助成を受けることができます。

対象者	登録申請時に必要な書類
ひとり親世帯（所得制限有）	会員証＋児童扶養手当証書又は戸籍謄本・所得課税証明書
生活保護世帯	会員証＋福祉事務所の発行する証明書
市町村民税非課税世帯	会員証＋所得課税証明書

問合せ先 こども家庭支援課 子育て支援グループ ☎73-9147（ダイヤルイン）

(入所案内以外) 子どもが病気になった時に・・・

1 4. 病児・病後児保育事業について

病児又は病後回復期等にあるお子さんを病院、診療所などに併設された保育施設でお預かりする事業です。保護者が仕事などにより家庭での保育が困難な場合に利用できます。

	社会福祉法人こぐま福祉会 「こぐま子どもの家」	社会医療法人天神会 「まどかチャイルドケアセンター」
住所	小郡市小郡1616番地	小郡市あすみ1-40
対象者	生後3か月～小学6年生まで	生後10か月～小学6年生まで
利用可能日	月曜日～土曜日（日・祝日・盆・年末年始は休み）	
利用条件	こどもが病気にかかっており、保護者が仕事や病気で、家庭で保育ができないこと	
利用時間	1日保育 8:30～16:00 延長保育 7:30～8:30、16:00～18:00	1日保育（平日） 8:30～17:30
利用料 （※1）	1日保育 2,000円 延長保育 30分/150円	1日保育 2,000円
利用料の補助	福岡県に住所がある人は利用児童1人あたり上限2,000円が補助されます。	
利用できない 病気（※2）	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、流行性角結膜炎（はやり目）、2歳未満のRSウイルス（細気管支炎）	麻疹、流行性角結膜炎（はやり目）、新型コロナウイルス感染症、水痘、1歳未満のRSウイルス（細気管支炎）
事前登録	必要（お問い合わせください）	不要（利用初日に登録申請書提出）
利用予約	「病児保育ナビ」で予約ができます。「福岡県 病児保育ナビ」で検索または右のQRコードよりお申込みください。	



※1 利用料の他、こどもの状況により必要となった諸経費（医療費など）は別途実費負担となります。

※2 病気の症状によっては、記載の病気以外の際もお預かりできない場合があります。

感染症発生の状況によっては、受入対応に変更が生じる場合があります。

〇問い合わせ先

- こぐま子どもの家 ☎0942-72-7221（代表）
- まどかチャイルドケアセンター ☎0942-65-9096



15. 一時的な利用の場合

I 一時預かり保育

保護者の疾病、看護、災害、事故、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により緊急一時的に保育が必要な時に利用できます。事前登録・予約制です。詳しくは各園へお問い合わせください。

場所	対象者	利用料金	その他	日時	連絡先
味坂保育園	1歳～の 未就園児	1時間 450円	給食 200円	月～金曜日 9:00-16:00	0942- 72-1101
城山保育園	6か月～の 未就園児	3歳未満児 1日 2,800円	おやつ 50円 おむつ処理費	月～金曜日 9:00-16:00	0942- 72-5306
すばる こども園	1歳～の 未就園児	3歳以上児 1日 2,300円	1日 10円	月～金曜日 9:00-16:00	0942- 23-0375
小郡どろん こ保育園	2か月～の 未就園児	7:00-19:00 1時間 1,000円 (その他料金は園にお尋ねください)		月～土曜日 7:00-20:00	0942- 48-3085

※小郡市外にお住まいの方、里帰り出産中の方も利用可能

II 一時保育(ぶちタイム)

保護者がリフレッシュしたい時など、短時間の預かり保育を行います。事前登録・予約制です。

場所	対象者	利用料金	日時	連絡先
小郡市子育て 支援センター (大崎保育所)	市内在住で、 生後3か月～の 未就園児	1時間 400円 2時間 800円 3時間 1,000円	月～金曜日 9:00-12:00 13:00-16:00	0942- 72-1101

※里帰り出産中の方も利用可能

III こども誰でも通園制度

保育の必要性(就労など)の有無にかかわらず保育所を利用できる制度です。

- 【対象児童】 保育所等を利用していない生後6か月～満3歳未満のお子さん
- 【利用可能時間】 月10時間を上限に、各実施施設が定める枠内で利用可能
- 【利用料金(予定)】 1時間300円(ご家庭の状況により減免の可能性あり)



小郡市 HP

← 詳細はこちら

